

火災予防条例改正に伴う

遠軽地区広域組合消防本部からのお知らせ

令和8年1月1日より林野火災注意報・警報の運用開始

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災では、林野約3,370ha、住宅が90棟燃えており、死者1名という甚大な被害が発生し、昭和39年以降では最大の林野火災となりました。また、日本全国でも林野火災が多発しています。

このような状況を受けて、遠軽地区広域組合火災予防条例を改正し、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まります。



林野火災注意報・警報について

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際は、「林野火災注意報」を発令し、発令区域内での火災予防条例に定める「火気の使用の制限」について、**努力義務**を課すこととなります。

さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「林野火災警報」を発令し、発令区域内での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、**義務**を課すこととなります。

林野火災注意報・警報発令時に「火気の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は警報発令の前段階に位置付けられ、罰則を伴わない**努力義務**を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は「火気の使用の制限」に違反した者に対して **30万円以下の罰金** **又は拘留に処する**ことが消防法で定められています。

発令期間・基準について

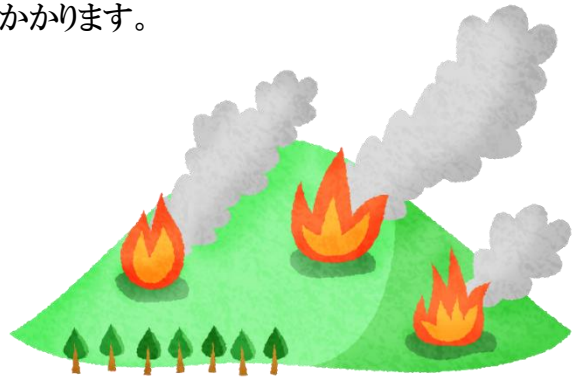
発令される期間は1月から6月までとなり、一定期間の降水量や乾燥注意報などの気象条件が基準に該当した場合に発令します。

※積雪がある場合は発令されないことがあります。

林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について

火災予防条例第29条に定める「火気の使用の制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて遠軽地区広域組合管理者が指定した区域内において喫煙しないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む)取灰又は火粉を始末すること。



発令時の周知及び広報について

注意報又は警報が発令された場合は、組合HPやSNS、災害情報案内ダイヤル(0158-49-2131)、消防車両での巡回等により周知及び広報を行います。



-お問合せ先-

遠軽地区広域組合消防本部予防課

〒099-0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

Tel 0158-42-7600 Fax 0158-42-2184

e-mail:yobouka@engarukouiki.jp



遠軽地区広域組合HP